

育児休業や短時間勤務期間中の労働者に経済的支援を行う事業主のみなさまへの助成金があります

育児休業取得促進等助成金とは、育児休業期間中又は短時間勤務期間中の雇用保険被保険者に連続して3か月以上経済的支援(※1)を行った事業主へ助成(※2)を行うものです。

※1 経済的支援とは事業主が対象被保険者に支払う手当等をいいます。ただし、賞与や一時金、出産祝い金等、個人的臨時的な祝金等又は共済等が支給する手当は除きます。

育児休業制度、短時間勤務制度及び経済的支援の内容は、労働協約、就業規則等に定める必要があります。

2 助成期間は子が生まれた日から満3歳の誕生日の前日までとなります。

【育児休業取得促進措置】

育児休業期間中の雇用保険被保険者に対して支払った手当などの額に助成率を乗じた額を助成します。

【短時間勤務促進措置】

短時間勤務期間中の雇用保険被保険者に対してその労働時間に対応する額に上乗せして基本給を支払った場合(※)、上乗せした金額に助成率を乗じた額を助成します。

※ 例えば、短時間勤務制度を利用して1日6時間勤務している者に対して、8時間分の基本給を支払うような場合です。

助成率

中小企業 3/4 、 大企業 2/3

支給申請

経済的支援を開始した日から6か月の期間毎に、支給申請書に添付書類(賃金台帳など)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。申請期限は、それぞれの期間から2か月を経過する日の属する月の末日までとなります。

詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお問い合わせください。

